

名古屋市告示第 452号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第 589号により指定した要措置区域の一部を解除します。

令和 6年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市東区矢田三丁目1601番 1の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壤溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壤の追完調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課